

## 保育所等よりそい事業に係る公募型プロポーザル実施要項

### 1 趣旨

この実施要項は、糸島市（以下「本市」という。）が専門家の巡回相談により保育士の負担軽減を図り、就業継続を支援する保育所等よりそい事業の実施にあたり、専門家巡回相談業務（以下「本業務」という。）を委託するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、価格のみならず、より保育現場のニーズに応えうる実績や専門性等の点から最適な事業者を選定するために必要な事項を定めたものです。

### 2 業務概要

#### (1) 委託業務名

専門家巡回相談業務

#### (2) 業務内容

専門家巡回相談業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (4) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

#### (5) 本業務の委託金額の上限額

7,755,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、プロポーザルでの提案にあたっての上限額であり、契約額を示すものではないことに留意すること。

### 3 参加資格要件

プロポーザルへ参加を希望する者は、以下の全ての要件を満たしている必要があります。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをしている者でないこと。

(5) 法人税、消費税及び地方消費税、糸島市税に滞納がない者であること。

- (6) プロポーザル参加申込書の提出期限から契約締結の日までにおいて、糸島市から業務などに関し指名停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 糸島市暴力団排除条例（平成 22 年糸島市条例第 200 号）に掲げる暴力団及び暴力団員でない者、また暴力団及び暴力団員に関与していない者であること。
- (8) 保育士の負担軽減につながる相談事例等に関わる事業実績があり、本事業を遂行するために必要とされる知識、技術、実績等を有していること。

#### 4 公募スケジュール

内容	日程
公募開始	令和 8 年 6 月 19 日（金）
質問書受付期限	令和 8 年 6 月 30 日（火）
質問書への回答	令和 8 年 7 月 3 日（金）
参加申込書提出期限	令和 8 年 7 月 10 日（金）
参加資格審査結果通知	令和 8 年 7 月 13 日（月） ※予定
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 7 月 17 日（金）
プレゼンテーションの実施	令和 8 年 7 月 23 日（木） ※予定
結果通知（受託候補者決定）	令和 8 年 7 月 27 日（月） ※予定
事業開始	契約締結後速やかに （令和 8 年 8 月開始予定）

#### 5 参加申し込みの手続き

##### (1) 公募開始

プロポーザルに関係する書類等については、市ホームページから各自でダウンロードを行うこととします。なお、ダウンロード期間は、公募開始から令和 8 年 7 月 10 日（金）17 時までとします。

##### (2) 参加申込

プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を電子データで子ども課へ提出ください。なお、提出書類等の作成等に係る一切の費用は、申込者において負担することとなります。

参加申込時の提出書類	様式
① 参加申込書	様式 1
② 法人概要書	様式 2
③ 誓約書	様式 3
④ 業務実績書	様式 4
⑤ 誓約書（暴力団排除条例関係）	様式 5
⑥ 登記簿謄本（登記事項証明書）	—

⑦ 糸島市税の滞納がないことの証明書	—
⑧ 法人税と消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書	—

※⑥～⑧については、いずれも参加申込日から3か月以内に発行されたものに限る。写しも可。

### (3) 質問

プロポーザルに関する質問がある場合は、以下の手順により質問書を提出することとします。

#### ア 受付期間

令和8年6月30日（火）12時までとします。

受付期間を過ぎて提出された質問については、受け付けません。

#### イ 質問方法

質問する場合は、「質問書（様式6）」を用いて、子ども課へ電子メールで行うものとし、提出後は受信確認のため子ども課へ電話で連絡することとします。

なお、電話もしくは口頭による質問は受け付けません。

#### ウ 回答

質問への回答は、本市ホームページにて公開します。

また、回答の内容については、本実施要項及び仕様書の追加または修正とみなします。

### (4) 参加資格審査

参加申込書を提出した者について、参加資格を有するものであるかの審査を行い、その結果について電子メールで通知します。

なお、参加申込書の提出後に、プロポーザル参加を辞退する場合は、令和8年7月17日（金）までに参加辞退書（任意様式）を電子メールで提出することとします。

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 提出期間

令和8年7月17日（金）12時までとします。

なお、期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなします。

### (2) 提出書類

ア 企画提案書（以下「提案書」という。） 6部（正本1部 副本5部）

イ 見積書（内訳のわかるもの） 1部

### (3) 提出方法

子ども課窓口へ持参

なお、提出書類の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日を除き、9時から16時45分までとします（令和8年7月17日のみ12時まで）。

#### (4) 作成要領

- ア 提案書には表紙を付け「専門家巡回相談業務提案書」と標記し、正本には提案者名を記載すること。また副本には提案者名を識別できる事項を記載しないこと。
- イ 提案書は、仕様書の内容を踏まえて作成し、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図等を用いて簡潔かつ明瞭に記述すること。
- ウ 様式は任意とするが、基本的にA4サイズ（縦・横は自由）で作成すること。また、A3サイズの資料を添付する場合は、A4サイズに折りたたむこと。
- エ 提案書は、表紙を除き20ページ以内で作成すること。なお、A3サイズは2ページとしてカウントする。
- オ 提案書の文字サイズは10ポイント以上とし、ページ番号を付すること。
- カ 見積書の様式は任意とするが、金額については本募集要項2（5）で示す委託金額の上限額内で提案するものとし、消費税及び地方消費税を除いた価格、税込み価格（総額）をともに記載すること。
- キ 提案は、1事業者につき1案とすること。

#### (5) 追加提案

仕様書に記載の内容以外で、「保育士の負担軽減」「保育士の就業継続」に効果があると見込まれる提案（事業の回数増も含む）があれば、記載することは可能であるが、追加提案も含めて20ページ以内とすること。

#### (6) その他

提出された書類は、返還しない。なお、提出された書類が著作物である場合でも、本市の情報公開条例の規定に基づき公開することがある。

### 7 プレゼンテーションの概要

#### (1) 日時

令和8年7月23日（木）予定 ※詳細は、別途通知

#### (2) 場所

糸島市役所 会議室 ※詳細は、別途通知

#### (3) 時間配分

1事業者あたり30分（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分）

#### (4) 出席者

本業務に携わる者3人以内とし、業務責任者（本業務全体のマネジメントを担当し、契約後は本市との打ち合わせに参加する者）は必ず出席すること。

#### (5) 機器

大型モニター及びHDMIケーブルについては市が準備するが、その他必要な機器（パソコン等）は提案者が準備すること。

なお、機材等の設定及び撤収に要する時間は、提案時間に含めない。

#### (6) その他

①プレゼンテーションは、提案書（副）に基づき行うものとし、提案書の内容の変更及び提案書に記載されていない内容の提案は認めない。

また、提案書の説明にあたっては、本業務に直接携わる担当者が行うこと。

②提案者名を伏して審査を実施するので、参加者は社章、名札等は着用しないこと。また、提案者名を特定できるような記載、言動は慎むこと。

③プレゼンテーションは提案者が1社の場合であっても実施するものとし、非公開とする。

### 8 受託候補者の選定方法

#### (1) 選定方法

提出された書類及びプレゼンテーションを基に、審査基準により点数付けし、集約した点数を平均したもののうち、最も高い点数となった提案者を受託候補者とする。なお、最も高い提案者の点数が60点未満の場合は、受託候補者の該当なしと判断する。

また最高点となった提案者が複数となった場合は、見積金額が安価な提案者を受託候補者とする。

#### (2) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション参加者全てに書面で通知するとともに本市のホームページで受託候補者を公表する。なお、審査結果についての異議、問い合わせは一切受け付けない。

### 9 契約

#### (1) 契約締結

本市は、受託候補者と契約に向けた協議を行い、委託契約を締結する。契約時の仕様書の内容は、プロポーザルの企画提案を基本とし、プロポーザルに際し示した仕様書の要件を全て満たすことを前提とする。

なお、プロポーザルの企画提案において、仕様書に記載のない内容が提案され、本市が有益な内容であると認めた場合、契約時に追記、変更する場合がある。

#### (2) 次順位者との協議

受託候補者が委託契約を締結できない事由が発生した場合又は協議が整わない場合、プロポーザルにおいて次順位となった参加者のうち、順位が上位であった者から委託契約について協議を行うものとする。

#### (3) 費用

契約に関する費用は、全て業務受託者の負担とする。

なお、契約締結にあたっては、糸島市契約事務規則 23 条に定める契約保証金の納付が必要（同規則第 24 条の規定に該当する場合は、免除）。

10 その他

提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とする。

11 提出先・問い合わせ先

糸島市子ども教育部子ども課（担当：中村・合六）

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

電話番号：092-332-2074

メールアドレス：kodomo@city.itoshima.lg.jp